

東海村で

農業

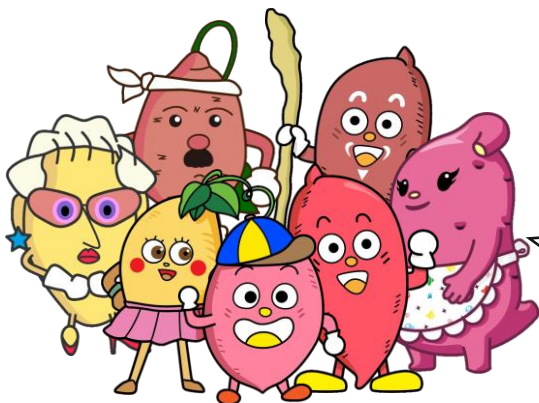
を始めてみませんか？

農業を始めるために、トラクターなどを
購入したい…



気軽に家庭菜園を始めたいけれど、
機械はレンタルできるかな？

実家の農業を継ぐ予定だが
どのような支援策があるだろう？



まずは、お気軽に農業支援センターまで
ご相談ください！

東海村新規就農者育成補助金

新規に就農する方に対しては、3年間は補助を出すことはできませんが、就農3年の後、新規就農者として認められた場合、以下の補助が活用できます。【申請時期】随時

独立自営就農支援補助

申請時における年齢が満50歳未満▶独身者：月額10万円、既婚者：月額15万円（10万円※）
申請時における年齢が満50歳以上満65歳未満▶独身者：月額5万円、既婚者：7.5万円（5万円※）
補助期間：36月を限度とする
※既婚者で、配偶者に年間103万円の収入がある場合（収入の見込みがある場合を含む）

生産施設等整備整備補助事業

補助対象経費：青年等就農計画又は経営開始計画承認申請書に基づく、農業用機械・施設の購入費
補助額：補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（限度額：200万円）

農家住宅入居費補助事業

補助対象経費：村内に存し、5年以上の賃貸借契約を締結した農家住宅の家賃
補助額：補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額（限度額：月額3万円）

親元就農支援補助事業

申請時において独身者：月額5万円、既婚者：月額7.5万円
補助期間：36月を限度とする

新規就農育成総合対策 ※国補助金（申請先：市町村）

経営開始資金

対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者
補助額：月額12.5万円（年額150万円）×最長3年間
補助率：国10/10
※前年度の所得制限等要件あり

経営発展支援事業

対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者
対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等
支援額：上限1,000万円※経営開始資金の交付対象者は上限500万円
補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

認定
新規
就農
者

認定新規就農者制度とは？

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです

【対象者】

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方

- ・青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ・上記の者が役員の大半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含む（認定農業者は含まない）。

※要件等の確認があるため、必ず事前に市町村に相談すること。

認定農業者育成支援強化対策補助金

対象者：村内に住所を有する認定農業者で青色申告を行っている者

対象経費：農業用機械の導入・農業用施設の整備（1台または1施設あたり50万円以上のもの）

補助額：補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（限度額：200万円）

※認定期間内（5年間）に1回に限り活用できる

認定農業者制度とは？

認定農業者制度は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

【認定基準】

- ・計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
- ・計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- ・計画の達成される見込が確実であること

【認定の手続き】

認定を受けようとする農業者は、市町村等に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出する必要があります。

- ・経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ・生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
- ・経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
- ・農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

※5年度の目標とその達成のための取組内容

認定農業者になると、融資や税制などの支援措置を受けられる場合もあります



ビニールハウス設置補助事業

出荷を目的に、新たにビニールハウスを設置する農家に対し、設置費用の一部を助成
 対象経費：50㎡以上のビニールハウスで、農産物（野菜）の出荷を目的にする生産者
 補助額：設置費用に2分の1を乗じて得た額（限度額：25万円）

農産物栽培奨励補助事業

東海村産農産物取扱店舗※に農産物を出荷している出荷者に対し、手数料の一部を補助。

※取扱店舗：JAにじのなか、イオン東海店、カスミ舟石川店、ヨークベニマル東海店

申請時期：1月

補助額：1店舗のみ出荷▶販売額×7%（限度額：10万円）

2店舗以上に出荷▶販売額×10%（限度額：10万円/1店舗）

小型耕運機貸出

東海村民に対し、家庭菜園や小規模の圃場で活用できる小型耕運機を無料で貸出します。

貸出日数：最大3日間（返却日が土日・祝日の場合は、翌開庁日）

その他：ガスボンベは自身で用意する必要があります



東海村農業支援センター

(東海村 産業部 農業政策課 地域農業支援担当)

〒319-1102

茨城県那珂郡東海村石神内宿 1167 番地 9

ファーマーズマーケット「にじのなか」内

電話：029-287-7867

FAX：029-287-7868

E-mail:tokai-asc@vill.tokai.ibaraki.jp

